

③ 児童福祉法の通所給付（サービス）のご案内

1. 通所給付（サービス）利用までの流れ

（窓口）障がい福祉課

サービス利用までの流れとその概要		
	流れ	概要
1	相談	障害児通所給付(サービス)の利用を希望されている児童の保護者は、生活支援センターにご相談ください。 ・どのようなサービスを利用したらよいか。 ・どのような事業者がどのようなサービスを提供しているのか。 ・申請の手続きはどうすればよいか。など
2	申請	利用したいサービスについて市障がい福祉課窓口に申請をします。
3	児童支援利用計画案の作成依頼	指定障害児相談支援事業者と契約し、児童支援利用計画案の作成を依頼します。
4	サービス利用意向聞き取り	指定障害児相談支援事業者が申請者等から、希望するサービス等の内容を聞き取ります。
5	児童支援利用計画案の作成・提出	指定障害児相談支援事業者が聞き取った内容等をもとに、児童支援利用計画案を作成し、市へ提出します。
6	支給決定 児童支援利用計画の作成	市が、介護や居住の状況、サービスの利用意向、児童支援利用計画案等をもとに、サービスの支給量などを決定します。また、課税状況などに応じて、サービス利用料の月額負担上限が決定され、受給者証が交付されます。指定障害児相談支援事業者が支給決定された内容をもとに、サービスを利用する事業者と相談しながら、児童支援利用計画を作成します。
7	事業者と契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、受給者証を提示して契約をします。
8	サービス利用開始	申請者がサービスを利用する事業者と契約し、児童支援利用計画、事業者が作成する支援計画に基づき、サービスの利用を開始し、事業者に対して利用料（原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります）を支払います。

◎児童支援利用計画案は、申請者ご自身による作成も可能です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

2. 通所給付（サービス）の種類

サービス類型	サービス名称	サービス内容	支給条件
通所・訪問系サービス	児童発達支援	未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	区分不要
	放課後等デイサービス	就学児に授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	人工呼吸器装着や重い疾病のため、児童通所サービスを受けるために外出できない児童に、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な訓練などを行います。	
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校等に通う児童に、他児との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	

県内の指定障害児通所支援事業者は奈良県ホームページをご覧ください。

3. 通所支援の利用者負担額

原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります。

なお、令和元年10月1日から、3歳から5歳（クラス年齢で決まります）までの通所支援にかかる利用者負担が無償化されています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

4 障害者総合支援法のご案内

1. 障害者総合支援法の概要

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等[※]により、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編します。
- (2) 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- (3) サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させます。
- (4) 就労支援を抜本的に強化します。
- (5) 支給決定の仕組みを透明化、明確化します。

※令和6年4月1日から対象となる疾患が、366から369へ拡大されました。（詳細はP20～P22）

2. サービスのしくみ

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

- ・自立支援給付は個々の障がいのある人々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、「自立支援医療」、「補装具」があります。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用時のプロセスが異なります。

- ・地域生活支援事業は市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる意思疎通支援、移動支援、安心生活支援、地域活動支援センターなどの事業があります。

自立支援給付

〈障害福祉サービス〉

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）

〈自立支援医療〉

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療
- ※実施主体は都道府県など

〈地域相談支援給付〉

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

〈計画相談支援給付〉

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

〈補装具〉

児童福祉法

障害児通所給付

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

障害児入所給付

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児相談支援給付

障がい者・児

地域生活支援事業

- ・障がい者等の理解を深めるための研修・啓発
- ・相談支援（関係機関との連絡調整、権利擁護）
- ・意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者などの派遣・重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業）
- ・福祉ホーム
- ・日常生活用具の給付または貸与
- ・成年後見制度利用の支援
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進など）
- ・日中一時支援
- ・訪問入浴サービス
- ・安心生活支援事業（一人暮らし体験・安心生活相談・緊急時受け入れ）
- ・その他の日常生活または社会生活支援

支援

都道府県

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 など

3. 障害福祉サービス利用までの流れ

サービス利用までの流れとその概要		
	流れ	概要
1	相談	障害福祉サービスを希望される方は、市障がい福祉課窓口や生活支援センターにご相談ください。 ・どのようなサービスを利用したらよいか。 ・どのような事業者がどのようなサービスを提供しているのか。 ・申請の手続きはどうすればよいか。など
2	申請	利用したいサービスについて、障がい福祉課窓口に申請をします。 ただし、障害者支援施設などに入所している人は、入所前に住んでいた市町村に申請します。
3	サービス等利用計画案の作成依頼	指定特定相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。
4	障害支援区分の認定調査	認定調査員が、心身の状況に関する80項目の基本調査と概況の調査などを行います。（介護給付、新規の訓練等給付および地域相談支援給付）
5	一次判定	市が80項目の基本調査および医師意見書をもとに、コンピュータによる一次判定を行います。（18歳以上の介護給付）
6	二次判定（審査会）	一次判定結果や医師意見書と概況の調査をもとに、審査会で障害支援区分の二次判定を行います。（18歳以上の介護給付）
7	障害支援区分認定	市が申請者に障害支援区分の認定結果をお知らせします。 （区分認定結果には非該当、区分1～6があります）
8	サービス利用意向聞き取り	指定特定相談支援事業者が申請者等から、希望するサービス等の内容を聞き取ります。
9	サービス等利用計画案の作成・提出	指定特定相談支援事業者が聞き取った内容等をもとに、サービス等利用計画案を作成し、市へ提出します。
10	支給決定 サービス等利用計画の作成	市が障害支援区分、介護や居住の状況、サービスの利用意向、サービス等利用計画案等をもとに、サービスの支給量などを決定します。 また、課税状況などに応じて、サービス利用料の月額負担上限が決定され、受給者証が交付されます。 指定特定相談事業者が支給決定された内容をもとに、サービスを利用する事業者と相談しながら、サービス等利用計画を作成します。
11	事業者と契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、受給者証を提示して契約をします。
12	サービス利用開始	サービス等利用計画、事業者が作成する支援計画に基づき、サービスの利用を開始し、事業者に対して利用料（原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります）を支払います。

◎サービス等利用計画案は、申請者ご自身による作成も可能です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

4. 障害福祉サービスの種類

類 型		名 称	内 容	支給条件
介 護 給 付	訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、食事の介護や家事の援助などを行います。	区分1以上
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者で常に介護を必要とする人にホームヘルパーが訪問し、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上 (注1)
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人が外出するときに、ガイドヘルパーが同行し、必要な支援を行います。	(注1)
		行動援護	自己判断能力が制限されている知的・精神障がい者が行動するときに、ガイドヘルパーが同行し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上 (注1)
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	区分6 (注1)
介 護 給 付	通所・短期入所系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。	区分5以上 (注1)
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	区分3以上 (注1)
短期入所 (ショートステイ)		自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1以上	
自立訓練		自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分不要	
就労移行支援		一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。		
就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)		一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。		
就労定着支援		生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般企業に新たに雇用された人に、就労の継続を図るため、関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。		
	自立生活援助	施設等を退所した独居などの人に、訪問等で、必要な情報の提供および助言や相談、関係機関との連絡調整などの自立した日常生活を営むための環境整備に必要な助言を行います。		
給付 給付 給付	居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分4以上 (注1)
		共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	区分不要 (注2)
	地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等または精神科病院に入所・入院している障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。	区分不要
		地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	

(注1) 障害支援区分以外に一次判定調査項目等、他の条件があります。

(注2) 個別に介護を必要とする場合等は区分が必要です。

5. 自立支援医療（更生医療）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

身体障害者手帳を持っている18歳以上の障がい者を対象とし、その日常生活能力や社会生活能力、職業能力を回復、向上、獲得することを目的に行われる医療です。（疾病、事故、災害などによる身体的損傷に対して行われる一般医療とは一線を画しています）

注意点

- ・原則、医療内容の事前判定制です。
- ・この医療は、指定医療機関においてのみ受けることができます。

利用者の負担

- ・原則、窓口で支払う負担は1割となります。
- ・1か月当たりの上限額は、原則加入する医療保険の自己負担限度額になります。なお、所得の低い方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、低い上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から計算します）
- ・入院時の食費は、入院と通院の公平を図る観点から、原則自己負担となります。

申請時の必要品（※申請書、指定の意見書は市役所の障がい福祉課にあります）

- ・申請書
- ・指定の意見書
- ・健康保険証

（国保・後期高齢の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の方は、対象者と被保険者分）

6. 自立支援医療（育成医療）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

身体に障がいのある18歳未満の児童を対象とし、これを放置すると一定の障がいを残すと認められ、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の一部を公費負担する制度です。

注意点

- ・原則、医療内容の事前判定制です。
- ・この医療は、指定医療機関においてのみ受けることができます。

利用者の負担

- ・原則、窓口で支払う負担は1割となります。

- ・ 1 か月当たりの上限額は、原則加入する医療保険の自己負担限度額になります。なお、所得の低い方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、低い上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から計算します）
- ・ 入院時の食費は、入院と通院の公平を図る観点から、原則自己負担となります。

申請時の必要品（※申請書、指定の意見書は市役所の障がい福祉課にあります）

- ・ 申請書
- ・ 指定の意見書
- ・ 健康保険証

（国保の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の場合は、対象者と被保険者分）

7. 自立支援医療（精神通院）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

精神疾患（てんかんを含む）で継続的に通院による治療を要する方を対象とし、指定医療機関での受診にかかった医療費の一部を公費負担する制度です。

注意点

- ・ 市障がい福祉課に申請した後、奈良県精神保健福祉センターで認定されると受給者証が交付されます。なお、申請から受給者証が交付されるまでは1か月半から2か月程度かかります。
- ・ 新規申請の受付日からの制度適用となります。
- ・ この医療は指定医療機関においてのみ受けることができます。
- ・ 受給者証の有効期限は1年間ですので毎年申請が必要です。継続申請の手続きは有効期限の3か月前から1か月後まで受け付け可能です。

利用者の負担

- ・ 薬剤費などを含む精神通院医療費の自己負担が原則1割になります（生活保護の方は自己負担なし）
- ・ 非課税の方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から算定されます。）

申請時の必要品（※申請書、指定の診断書、同意書は市役所の障がい福祉課にあります）

- ・ 申請書
- ・ 指定の診断書
- ・ 同意書
- ・ 健康保険証

（国保・後期高齢の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の方は、対象者と被保

険者分)

・ 個人番号の確認書類

8. 指定事業者・施設

市障がい福祉課にお問い合わせいただくほかに、インターネットで情報をご覧いただくこともできます。

「奈良県障害者福祉のご案内」ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/11597.htm>

独立行政法人福祉医療機構ホームページ (WAM NET)

<https://www.wam.go.jp/>

9. 各種情報

インターネットで各種の情報をご覧いただくことができます。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

奈良県ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/>